【アメリカ】性犯罪者の海外渡航に関する国際メーガン法

議会官庁資料課 井樋 三枝子 (海外立法情報課在籍時に執筆)

*アメリカでは性犯罪者は、刑の終了後も性犯罪者登録簿への登録等、様々な義務を課せられているが、さらに、未成年者に対する性犯罪者のパスポートへ固有の識別子の付与 を義務付けること等を内容とする国際メーガン法が制定された。

1 アメリカの性犯罪者登録制度

メーガン法とは、1994年に成立したニュージャージー州法の通称で、性犯罪者登録及び情報公開について定めたものを指す。その後、他州でも類似の立法が進み、連邦法では、1996年のウェッターリング法改正(P.L.104-145)により、全州に性犯罪者の情報公開が義務付けられた。さらに、2006年にはアダム・ウォルシュ児童保護安全法(P.L.109-248)が制定され、同法第 I 部の 2006年性犯罪者登録通知法(SORNA)で、「全米性犯罪者登録簿(NSOR)」が創設された。SORNAは、連邦犯罪に限らず、州等の各法域の犯罪も適用対象としている。また SORNAでは、登録実務等は、連邦司法省の策定する運用ガイドライン(76 F.R. 1630)に従い運用すると規定され、対象者は、最初は有罪判決を言い渡された法域、その後は居住する法域で登録を更新するよう義務付けられている。SORNAは、対象者が登録や更新を意図的に怠った場合は、最長 10年の拘禁刑に処せられると規定している。

2 児童搾取及び他の性犯罪の防止のための国際メーガン法

近年、アメリカで性犯罪者として有罪となった者が、渡航先国で児童買春や、それ以外の児童に対する性犯罪の加害者となっていることが問題視されている。これに対処するため、従前、複数の連邦機関及び州や地方政府との間で運用上行われていた、未成年者に対する性犯罪者の海外渡航に関する情報の通知・共有や渡航先への情報提供を法定化して明確化し、徹底すること等を内容とする「児童搾取及び他の性犯罪の防止のための国際メーガン法」が、2016年2月8日に成立した(P.L.114-119)。

この法律の対象となる性犯罪者とは、NSOR への登録義務を負う性犯罪者(NSOR 登録者)であり、未成年者(18 歳未満)に対する性犯罪(直接、未成年者に何らかの性的な犯行をする場合、児童ポルノ作製や人身売買等の性的搾取の場合等の全てを含む)で有罪となった者(以下「対象性犯罪者」)である。同法は全 12 か条で、以下に概要を紹介する。

エンジェル・ウォッチ・センターの設立(第4条)

海外での児童買春防止を目的とした国土安全保障省移民税関執行局児童搾取調査ユニット内のエンジェル・ウォッチ計画をエンジェル・ウォッチ・センターとして法定し、以下の権限を与え、義務を課す。

・海外渡航者情報を入手し、出国の48時間前までに、対象性犯罪者が含まれていないかを チェック(以前から、対象性犯罪者本人やその登録を管理する法域の機関からではなく 同省税関国境警備局より情報を入手した上で、運用として実施済)

- ・海外渡航の際に事前通知を行った者をリスト化した司法省連邦保安局全米性犯罪者対象 センター (NSOTC) のシステムや他のシステムにおいて、NSOR 登録者を漏らさず特定 できるかのチェックとその結果の NSOTC への通知。出国 24 時間前までに、漏れていた 対象性犯罪者に関する情報を NSOTC から入手
- ・渡航先国に対し、対象性犯罪者に関する情報を通知
- ・渡航先国への通知の結果発生した問題に対する対象性犯罪者からの苦情受理・処理

連邦保安官局への通知 (第5条)

前述した司法省策定の SORNA 運用ガイドラインでは、性犯罪者登録を所管する州や地方の機関は、未成年者に対する罪に基づく NSOR 登録者から、渡航の少なくとも 21 日前に、旅程と用務につき情報を得る義務を課せられ、この情報は NSOTC に提供されていた。

今回はこれらを法律上に明記し、NSOTC に対し、以下の事項を課した。

・対象性犯罪者の渡航先国(国内のビザ発給機関を含む)に当該者の渡航につき通知

・他の適切な外国機関や連邦、州及び地方等の機関との当該情報の共有

海外渡航(第6条)

- ・前述のSORNA運用ガイドラインに基づく、対象性犯罪者が州や地方の性犯罪者登録を所管する機関へ渡航計画を提出する義務と、それらの機関が情報を連邦機関へ提供する義務の法定化
- ・上述の提出義務を怠った対象性犯罪者を、罰金若しくは 10 年以下の拘禁刑又はそれらの 併科に処す連邦刑法の改正 (18 U.S.C. 2250)

相互通知(第7条)

大統領に対し、以下の事項を要請する。

- ・児童に対する性犯罪者の国際的な移動に関し、相互通知を促進するための他国への支援
- ・他国から入国する性犯罪者の通知受領時の、連邦機関間の情報共有の仕組みの構築

対象性犯罪者のパスポートへの固有識別子の付与(第8条)

- ・国務省に対し、固有識別子が付与されないパスポートの対象性犯罪者への発給を禁止
- ・司法省、国土安全保障省及び国務省に対し、パスポートの固有識別子付与に関する計画 の策定及び連邦議会の管轄委員会への報告の義務付け

なお、この規定に関しては、人権団体が、「識別子を付与したパスポートは、本人だけでなく同行者に対しても顕著なリスクとなりうる」とし、この法律が成立した日に、連邦地裁に訴訟を提起している。

参考文献 (インターネット情報は 2016 年 3 月 16 日現在である。)

- Office of Sex Offender Sentencing, Monitoring, Apprehending, Registering, and Tracking (SMART) site http://www.smart.gov/sorna.htm
- Luis C.deBaca, "STATUTE IN REVIEW, International Megan's Law," SMART Watch Dispatch Feb. 2016. http://www.smart.gov/pdfs/IML-Dispatch-2016.pdf
- A.P. "Law requiring sex offenders to be identified on their passports is challenged," *Los Angeles Times*, Feb. 9, 2016. http://www.latimes.com/local/lanow/la-me-ln-sex-offender-passport-20160209-story.html